

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市規則第162号

### 京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(組織)

第1条 福祉事務所（以下「事務所」という。）に次の課を置く。

(1) 北, 上京, 中京, 東山, 西京, 洛西, 深草, 醍醐福祉事務所

福祉介護課

支援保護課

(2) 左京, 山科, 下京, 南, 右京, 伏見福祉事務所

福祉介護課

支援課

保護課

「係長 上京, 西京, 洛西福祉事務所 5人

北, 中京, 東山, 深草福祉事務所 6人

第2条第1項中 左京, 下京, 醍醐福祉事務所 7人

山科, 右京福祉事務所 8人

南, 伏見福祉事務所 9人 」

を削り、同条第3項表以外の部分中「第1項に規定する」を削り、同項の表保護課長

の項の次に次の4項を加える。

福 祉 介 護 課 担 当 課 長	福 祉 介 護 課 担 当 課 長
支 援 保 護 課 担 当 課 長	支 援 保 護 課 担 当 課 長
支 援 課 担 当 課 長	支 援 課 担 当 課 長
保 護 課 担 当 課 長	保 護 課 担 当 課 長

第2条第3項の表福祉介護課課長補佐の項の次に次の1項を加える。

福祉介護課担当課長補佐	福祉介護課担当課長補佐
-------------	-------------

第2条第3項の表支援課課長補佐の項の次に次の1項を加える。

支援課担当課長補佐	支援課担当課長補佐
-----------	-----------

第2条第3項の表福祉介護課介護保険係長の項の次に次の1項を加える。

福祉介護課担当係長	福祉介護課担当係長
-----------	-----------

第2条第3項の表支援課支援第二係長の項の次に次の1項を加える。

支援課担当係長	支援課担当係長
---------	---------

第2条第3項の表福祉介護課福祉係の職員(係長を除く。)の項から保護課の職員(課長、課長補佐、担当課長補佐及び担当係長並びに同課の保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係及び保護第五係の職員を除く。)の項までを次のように改める。

福祉介護課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)	福祉介護課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)
支援保護課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)	支援保護課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)
支援課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)	支援課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)
保護課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)	保護課の職員(課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長及び担当係長を除く。)

第2条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「福祉介護課、支援保護課、支援課

及び保護課に」を「課に担当課長、」に改め、「支援保護課及び保護課に」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、福祉介護課に福祉係長及び介護保険係長、支援保護課及び支援課に支援第一係長及び支援第二係長を置く。
- 3 前2項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係長を置く。

上京、洛西福祉事務所支援保護課	保護係長
北、中京、東山、西京、深草福祉事務所支援保護課	保護第一係長 保護第二係長
醍醐福祉事務所支援保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長
左京、下京福祉事務所保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長
山科、右京福祉事務所保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長
南、伏見福祉事務所保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長

第3条第2項中「及び係長」を削り、同条中第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第5条中「代理し、課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担

当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第6条保護課の項第1号及び第2号中「福祉課」を「福祉介護課」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 細野保育所への入所（年度当初のものに限る。）に関すること。

第8条中「係の分掌する事務の概目並びに」を「担当課長、」に改め、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)